

## アクション・プランを実現するための提案について

### 提案概要

中野区と東京労働局・ハローワーク新宿が協定を締結したうえで、中野区役所庁舎内にハローワークの就労支援コーナーを設置し、就労支援ナビゲーターによる就労支援とハローワークの求人情報提供端末の設置による求人情報の提供等を行う。

これにより、ハローワークと中野区の生活保護の相談窓口、住宅手当の相談窓口等が一体となった就労支援体制が確保でき、生活保護受給者、住宅手当受給者、児童扶養手当受給者、障害者及び住居・生活困窮者に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施することが可能となる。

### 雇用・福祉連携モデル・ハローワーク（国・地方自治体による一体運営施設）の概要

#### 【生活保護制度の就労支援と離職者総合相談の経過】

中野区は、生活保護制度において平成18年度より、就労支援員を導入し、ハローワークの就労支援ナビゲーターと連携した就労支援を実施している。この支援は月に1回、ハローワークが中野区に出向き、生活保護の受給者に丁寧な面接を実施し、就職活動の不足点を指摘し、就労に結び付けている。毎月面接希望者が多く、現在、一月遅れで面接が受けられる状態であり、その間も就労支援員やケースワーカーなどが支援を行っているが、機会の不足を感じているところである。

また、平成21年度からは、新たな国の離職者の住宅手当事業の実施にともない、新宿ハローワークより、週1日、職員を派遣してもらい、就労支援の強化を図ってきたところである。ハローワークからの派遣職員の不在の日は、区の就労支援員による指導を実施しているが、就職あっ旋が直接実施できないことや、就職先の情報提供も紙ベースでハローワークから送付されたものを利用するなど、課題があった。

今回、国で実施するアクション・プランの導入により、現在の事業をより強化・拡充でき、離職者や生活保護受給者、また、障害者などより身近なところでの就職支援の機会がより広がるものと考える。

#### 【実施方法】

・中野区と東京労働局・ハローワーク新宿による運営協議会を設置するとともに、中野区役所内で実施する業務内容、実施体制、連携方法等、一体的な業務運営の事項を定めた協定を締結し、これに基づき実施する。

#### 【実施場所】

・中野区役所庁舎内(可能であれば生活援護分野近く)

#### 【就労支援対象者】

・生活保護受給者・住宅手当受給者・児童扶養手当受給者・障害者

### 【ハローワークコーナーの主な業務内容等】

- ①就労支援ナビゲーターによるきめ細かな職業相談・職業紹介の実施
- ②求人情報提供端末設置によるハローワーク求人の提供
- ③ハローワークコーナーの事業説明及び支援対象者の就労意欲の向上を目的としたセミナーの定期的な開催
- ④公共訓練・基金訓練の受付及び特別枠の設定
- ⑤住居・生活支援アドバイザーによる第二のセーフティネットに関する各種支援策等のワンストップ相談の実施
- ⑥月3回以上の就労支援ナビゲーター等による模擬面接などによる就職に向けた総合支援
  - ・生活保護受給者 20代・30代の対象者中心
  - ・生活保護受給者 稼動年齢層の対象者
  - ・住宅手当受給者

### 【実施に係る必要経費】

- ①人件費(専門相談員)
  - ・就職支援ナビゲーター又は生活支援アドバイザー 2名(予定)
- ②システム経費
  - ・ハローワークの求人情報提供端末 2台(専用プリンター付)
  - ・ハローワークの職業紹介端末 2台(専用プリンター付)
- ③備品等経費
  - ・ネット接続用汎用パソコン 1台
  - ・相談机、椅子 各2台
  - ・電話機 2台
  - ・パンフレットスタンド 1台
  - ・キャビネット 1台
  - ・端末機器設置用カウンター 1台
  - ・改修工事経費
  - ・FAXの設置及び消耗品等
- ④その他
  - ・端末機器等に関する電源工事、通信回線工事、環境工事等の初期設定経費は国、ハローワークコーナーの電気料金、通信料金等のランニングコスト経費、改修工事経費については区負担の予定。

### 【事業実施のメリット】

- ・区役所の中で仕事のあっ旋が可能となる。
- ・区とハローワークがひとつの相談窓口で一体的な就労支援体制をとるため、支援対象者に対する経済的自立を効果的・効率的に支援できる。
- ・ハローワークの求人情報提供端末、職業紹介端末を設置することにより、支援対象者にリアルタイムな仕事のあっ旋ができる、効果的・効率的な就労支援が可能となる。
- ・模擬面接などによる総合支援の機会の拡充

**【課題】**

- ・産業・都市振興分野との連携
- ・生活援護分野を中心とした場所の確保又は生活保護レセプトの保管場所の確保

**【実施時期】**

- ・平成 23 年度末(予定)

**【参考・基礎数値(平成 22 年度)】**

- ①生活保護受給者稼働能力調査
  - ・就労指導対象者 587 人
- ②就労支援プログラム
  - ・支援対象者数(延べ) 238 人
  - ・就労決定者数 74 人
- ③離職者等総合相談件数 4,556 人